

マリー居宅介護支援事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人リバーサイドが開設するマリー居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援事業所（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員実務研修終了者（以下「介護支援専門員」という。）が、在宅の要介護者及びその家族に対して、指定居宅介護支援サービスを提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 在宅で高齢者が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことが出来るよう、関係市町村及びサービス実施機関等と綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めることとする。

(事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

1. 名称 マリー居宅介護支援事業所
2. 所在地 徳島県徳島市川内町富久 102-5

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

1. 管理者 1名
管理者は、職員管理及び業務管理及び業務管理等運営全般を統括すると共に自らも苦情処理に当たるものとする。
2. 介護支援専門員 2名（管理者と兼任1名）

介護支援制度上のサービス提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1. 営業日 月曜日から金曜日までとする。

2.営業時間 9時00分から18時00分とする。

(指定居宅介護支援事業の内容及び利用料等)

第6条 指定居宅介護支援の内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用額（当該指定居宅介護支援事業者に払われるものを除く）は、厚生労働大臣が定めたる基準によるものとする。

一 居宅サービスの計画作成

利用者及び家族に居宅又は相談室において面接を行い、居宅サービス計画ガイドラインを用いて計画原案を作成する。サービス担当者会議を居宅介護支援事業所に招集し、原案をもとに専門的意見を求める。サービスの種類、内容、利用料等文書により利用者の同意を得なければならない。

二 居宅サービス計画の実施状況の把握

利用者及び家族、指定居宅サービスの事業者等との連絡を継続的に行い、月1回居宅を訪問する。但し、異変又は状態が変化すればその都度に加えて訪問する。

三 居宅サービス計画の変更

利用者の必要に応じて、居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者との連絡調整その他便宜の提供を行う。

四

利用者は、ケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることができる。

五

利用者は、当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることができる。

六

職員は、利用者が入院した場合に、利用者に、入院先の医療機関に担当ケアマネの氏名を提供するよう依頼することとする。

2次条の通常の事業の実施地域を超えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。

3前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払い同意する旨の文書に署名（記名押印）を受ける。

(緊急時及び事故発生時における対応方法)

第7条 事業の実施中に利用者に緊急事態が生じた時は、速やかに適切な処置を講ずると共に管理者に報告し、なおかつ家族、保険者に連絡をする。

(通常の事業実施地域)

第8条 通常の事業実施地域は原則として徳島市、小松島市、鳴門市とする。

(その他の運営についての留意事項)

第9条 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密、及びサービス機関等から提供された情報は関係者以外に漏らしてはならない。

2 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を従業者の雇用契約の内容とする。

3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人リバーサイドと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第10条 当事業所では、虐待及び虐待と疑われる事案（以下「虐待等」という。）の発生の防止等に取り組むにあたって「高齢者虐待防止検討委員会」を設置するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を定めることとする。

(1) 高齢者虐待防止検討委員会の構成委員

- ・委員長は篠原 広（管理者）が努める。
- ・委員会の委員は、介護支援専門員とする。

(2) 高齢者虐待防止の担当者の選任

- ・高齢者虐待防止の担当者は、篠原 広とする。

第11条（高齢者虐待の防止のための職員研修に関する基本方針）

職員に対する権利擁護及び高齢者虐待防止のための研修は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであると共に、権利擁護及び虐待防止を徹底する内容とし、以下のとおり実施する。

(1) 定期的な研修の実施（年1回以上）

(2) 新任職員への研修の実施

(3) その他必要な教育・研修の実施

(4) 実施した研修についての実施内容（研修資料）及び出席者の記録と保管

第12条（虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針）

(1) 虐待等が発生した場合は、速やかに市町に報告するとともに、その要因の速やかな除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合は、役職位等の如何を問わず、厳正に対処する。

(2) 緊急性の高い事案の場合は、市町及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と

生命の保全を最優先する。

附則 この規程は平成 31 年 2 月 6 日から実施する。

(介護支援専門員を増員) (2 名に増員)

この規程は平成 31 年 4 月 26 日から実施する。

(第 6 条 四、五、六を追加)

この規程は令和 2 年 8 月 25 日から実施する。

(介護支援専門員を減員) (1 名に減員)

この規程は令和 3 年 8 月 2 日から実施する。

(介護支援専門員を増員) (2 名に増員)

この規程は令和 6 年 3 月 28 日から実施する。

(第 10 条～第 12 条を追加)

この規程は令和 6 年 8 月 20 日から実施する。

(介護支援専門員を減員) (1 名に減員)

この規程は令和 6 年 9 月 16 日から実施する

(介護支援専門員を増員) (2 名に増員)